

電信課長

機密表示 (極秘・秘の朱印)

符号表示

暗

略

平

※

総第 1115 173-2 号

※

第 7386 号

※

昭和 年 月 日 時 分 宛

46.11.15 19.51

YYYYYY

大至急

至急

普通

LTF

※ 発電係

(※印欄内は電信課記入)

大 臣
政 務 次 官
事 務 次 官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管

アジア局長

前田参事

中江参事

北東アジア課長

主査事務官

主管局部課(室)名

亜 州 課

起案 昭和46年11月15日

起案者 44内電話番号2424

協蔵先

藤田調査官

秘密指定解除

公文書監理室

総務室分室

在 韓 金山 大使

臨時代理大使

あて 外務 大臣 発

金山 森 総領事

代 理

電 報

大 使

臨時代理大使

総領事

代 理

あて

件名

在日韓国人の遺骨送還

一 貴電米1205号に關し、

1. 遺骨の受渡しは、冒頭貴電の

韓国側申出の方式によることとし、本件

遺骨は11月19日午後出航の南釜フェリ

にて釜山に送還することとする。(釜山着

(昭和四二・七一改正)

GB-

20日朝の予定)引渡し終了後、直ちにその旨連絡するので、冒頭貴電への口上書と発出することとされる。

なお、受領証(遺骨^{の標式} [redacted])は

当方にて用意する。

る。引渡しの時期は、21日午前中(慰霊祭執行前)といわれる。釜山港より保管場所

(ボンギョ寺)までの輸送費(貴電が1189ギル、参照)及び保管料(20日夜1日の分)は当方負担とする。

釜山ナリ
ついては、これら全費の概算額^{金ナリ}を電報ありたい。

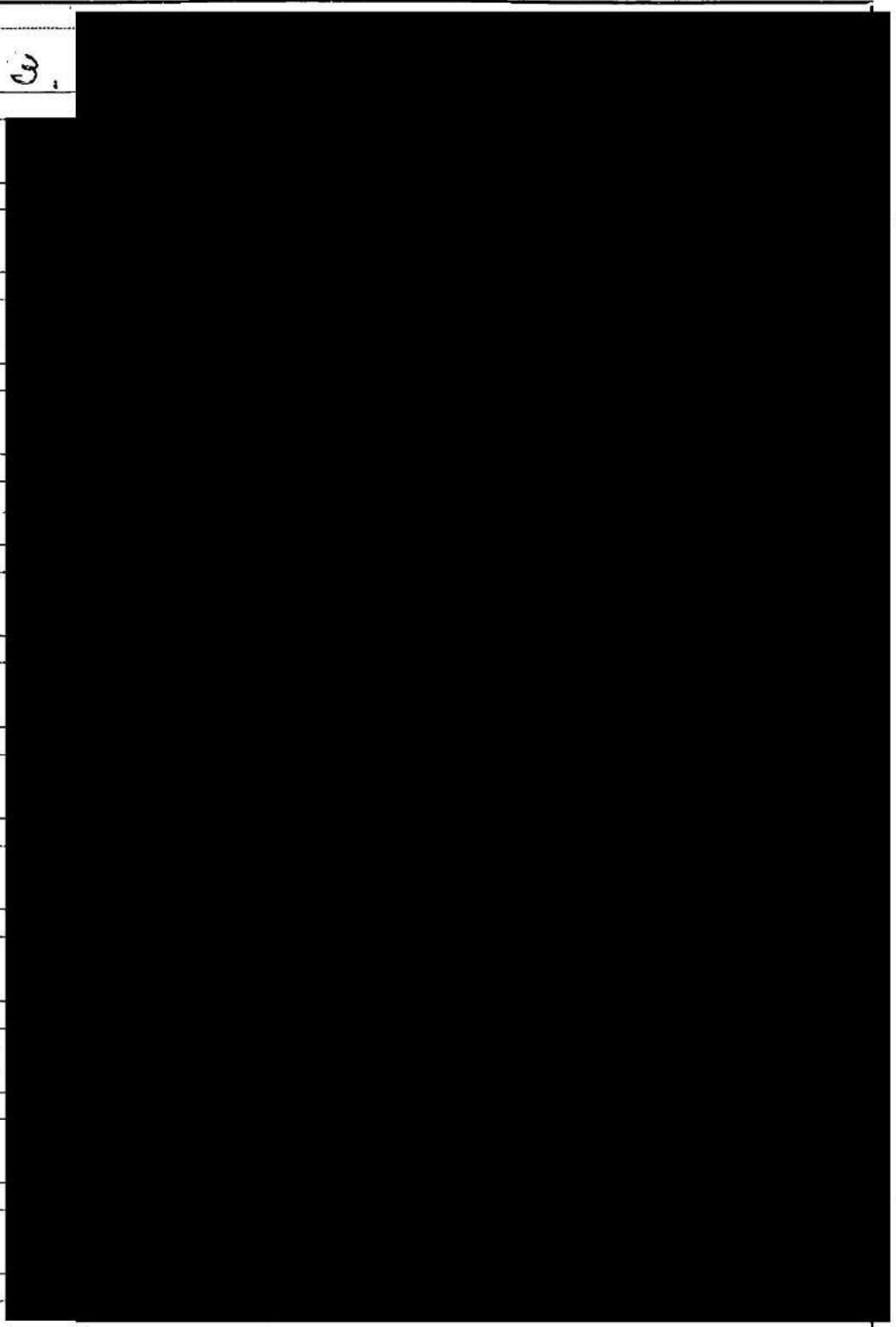
なお、船から保管場所に移す際の遺骨の箱

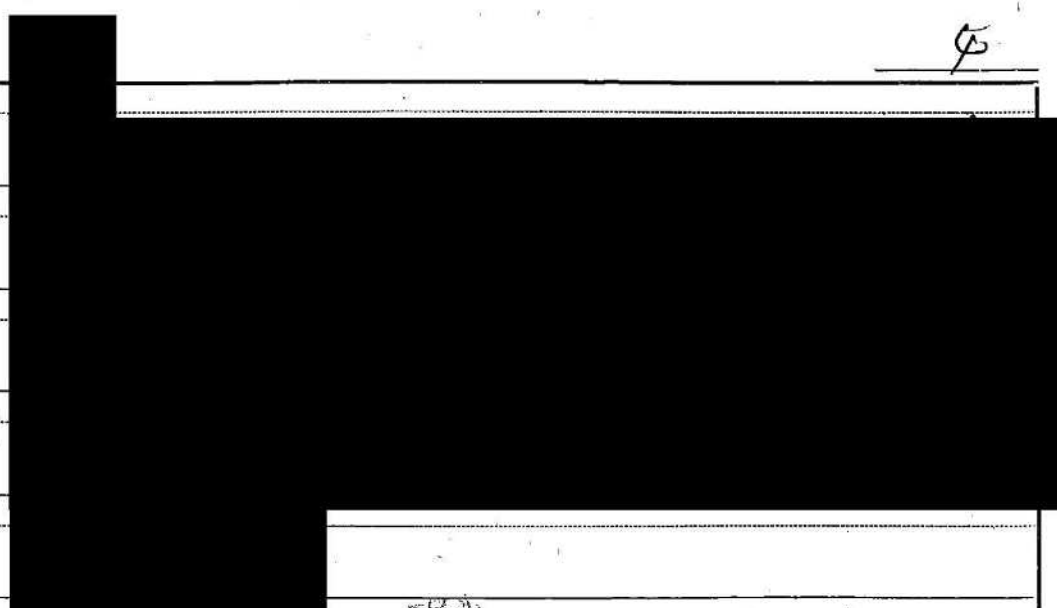
は43X43X50^{cm}の大きさの箱が31個(1箱に8

柱の遺骨を収容)であるからバスの入口の大きさ

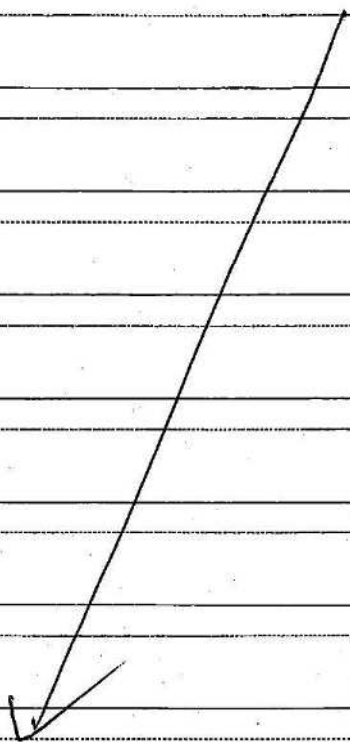
釜山において
につき^{金ナリにおいて}チェックありたい。

3





(本項は 郵政^{郵便}長^官の所在地にて 24 時間
ありたい。)



4.

[REDACTED]

本件遺骨の性格にかんがみ、遺

骨引渡し時に、遺族に対し、全くの寸志として、

各遺族に1万円を支給

[REDACTED]

なお、今回の引渡しは念頭に於て行なわ

れるので、

[REDACTED]

として如何

かと考えている。